

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する

政令案要綱

第一 ファイル記録事項の開示の実施に係る手数料の額等を定めること。（第八条関係）

第二 電子情報処理組織の使用等に関する事項等を定めること。（第九条、第十条及び第十一条関係）